

Newsletter

ATSUMI & SAKAI TOKYO | LONDON | FRANKFURT www.aplaw.jp



▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。 当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と 提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、 企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制

| Page 1/3 |

2020年2月 No.VNM_021

はじめに

ベトナムでは、中間層の拡大に伴うマーケット拡大に加え、近年における外資規制の緩和や、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下、「CPTPP条約」という。)発効の影響もあり、より多くの外国投資家が小売業や卸売業などの物品販売事業に関心を示すようになっています。特に、ハノイ・ホーチミンなどの都市部では、コンビニの数も急増しており、国内外の投資家が参入機会をうかがっています。

一方で、ベトナムでは依然として家族経営の小規模な小売店舗が多く、そういった経営者への配慮もあり、小売分野は後述するトレーディングライセンス取得やENT (Economic Needs Test の略称で、日本語では「経済合理性テスト」とも呼ばれます。以下、「ENT」という。) 規制など外資規制が根強く残っている分野でもあります。

今回は、日系企業からも注目の高い小売りや卸売りなど物品販売活動に関連する法制度の概要について解説します。

物品販売活動に関する主な法令

ベトナムにおける外資企業及び外国投資家による物品販売活動に関して 規定する主な国内法令として、民法、商法、などの一般法に加え、ベトナムに おける外資企業及び外国投資家による物品販売及びその直接関連する 事業活動に関する政令第 09/2018/ND-CP 号 (以下、「政令第 09 号」 という。) が 2018 年 1 月 15 日から施行されています。 政令第 09 号は、 従前の政令 23/2007/ND-CP 号と比べ、外資規制を卸売業における トレーディングライセンスの原則撤廃などの形で緩和したため、大きく注目され ました。関連する国際条約としては、ベトナムの WTO とのサービスに関する スケジュール (以下、「WTO スケジュール」 という。) や、CPTPP 条約などが 挙げられます。 特に、 CPTPP 条約は、 WTO スケジュールが外資開放 分野を列挙するポジティブリスト方式を採用していたのに対して、外資に開放 しない分野をリストアップするネガティブリスト方式を採用しているため、物品 販売事業を含め、より大幅な外資開放が進められていくことになります。なお、 原則として、国際条約と政令第09号との間に相違点が生じる場合、国際 条約の規定が優先的に適用されることになります (政令第 09 号第 4 条 第1項)。



物品販売活動の内容

政令第 09 号では、販売事業に卸売り、小売り、代理店及びフランチャイズ 事業が含まれると定められています(政令第 09 号第 3 条第 4 項)。

そのうち卸売りは、卸売商人、小売商人及びその他の商人、組織に対して物品を販売する活動であると定義され(政令第09号第3条第6項)、小売りは、消費の目的で個人、世帯その他の組織に対して物品を販売する活動であると定義されています(政令第09号第3条第7項)。

一方、フランチャイズは物品販売、及びその直接関連する活動の範囲から除外されており(政令第09号第3条第1項)、外国投資家がフランチャイズ事業を実施する場合には、トレーディングライセンスや小売店設置許可を取得する必要はないと思われます。

物品販売活動に対する外資規制

外国投資家がベトナム国内で小売・卸売事業を実施するためには、原則としてベトナム国内に法人を設立する必要があります。 WTO スケジュールにおいて、外資企業に対しては、小売、卸売事業において 100% 独資での事業展開が認められています。

もっとも、物品販売活動の実施に対しては、特殊な外資規制が依然として 課されています。以下、トレーディングライセンスの取得と、小売店設置 許可及び ENT について取り上げて解説します。

(1) トレーディングライセンスについて

外資企業は、次の物品販売を行う場合、トレーディングライセンスを取得しなければなりません(政令第 09 号第 5 条第 1 項)。トレーディングライセンスは外資企業が駐在する省レベル商工局から発行されます原則として、商工省の意見を聴取する必要がない場合、申請から 13 営業日で発行されるとされています(政令 09 号第 13 条 3 項、第 4 項)が、商工省の意見を聴取しなければならない場合、申請から発行までは 1 か月半ほどかかると定められています(政令 09 号第 3 条第 5 項)。

- 物品小売販売権を実施する場合(ただし、米、砂糖、ビデオ 記録、書籍、新聞及び雑誌を除く。)
- 油及びグリスに関する輸入権及び卸売販売権を実施する場合
- 米、砂糖、ビデオ記録、書籍、新聞及び雑誌の小売り販売権を 実施する場合

2020年2月 No.VNM_021

まず、小売業を営むには、原則として、トレーディングライセンスを取得する必要があります。ただし、米、砂糖、ビデオ記録、書籍、新聞及び雑誌などベトナムがまだ市場を開放していない物品は、スーパー、ミニスーパー、及びコンビニなどにより小売販売施設を既に有する外資企業に対してのみ、小売販売権を付与することが検討され、トレーディングライセンスが発行されると定められています(政令第09号第9条第4項第c号)。

そして、物品小売販売活動のみならず、ベトナムが加盟国である国際 条約において約束しているものを除く流通サービス、ファイナンスリース及び 操作者付きの建設機器のリースを除く物品リース、広告を除く貿易促進業、 貿易仲介業、電子商取引業、物品及びサービスの入札業など販売活動の 関連する事業活動に属すると認められるものを実施する場合、トレーディング ライセンスを取得する必要があります(政令第09号第5条第1項)。

卸売事業については、原則としてトレーディングライセンスの取得は不要です。ただし、油及びグリスの品目に関しては、ベトナムにおいて油又はグリスの製造を行う外資企業、或いはベトナムにおいて特殊な油又はグリスを使用する機械・機器・物品を製造し、その販売権を取得している外資企業に対してのみ、トレーディングライセンスが発行されうるとされています。(政令第09号第6条第1項)。

(2) 小売店設置許可及びENT について

外資企業が、小売店舗を設置する場合、第1店舗目から小売店設置許可を取得しなければなりません(政令第09号第5条第2項)。ベトナム国内における最初の店舗について、トレーディングライセンス及び賃貸借契約などその店舗の場所に関する書類を取得した後に、小売店設置許可の申請が可能とされています(政令第09号第5条第3項)。ただし、第一店舗が外資企業の本店所在地住所がある地域に設置される場合、トレーディングライセンスを申請するのと同時に、第一小売り店舗設置許可を申請することができるとされています(政令第09号第5条第4項)。

外資企業が二店舗目以降の店舗を設置する場合、原則として、ENT を 経がければかません(政令第09号第22条第2項)。原則として、ENT は、 小売店舗設置許認可の発行権限を有する管轄当局の提案に基づき当該 省レベル人民員会により設置される ENT 評議会によって行われます(政令 第09号第24条第1項)。ENT 評議会は、省レベル人民委員会の 代表、商工局、投資計画局その他の関連する管轄官庁の代表から構成 されます(政令第09号第24条第2項)。ENTの審査基準として、主に 以下の考慮要因が挙げられています(政令第09号第23条第2項)。

- ① 小売店舗が設置される地域の規模
- ② 当該地域にある小売店舗の数
- ③ 当該地域に伝統的な市場や市場の安定性等に対する影響
- ④ 当該地域における交通、環境衛生、防災に対する影響
- ⑤ ベトナム人の雇用創出、及び国家予算への貢献の可能性などの 社会経済発展への貢献

例外的に、二店舗目以降の小売店舗を設置する場合、当該店舗面積が500平方メートル未満で、ショッピングモールに設置され、コンビニストアやミニスーパーの形態に属しないのであれば、ENT適用の対象外となります。なお、CPTPP条約では、ENTについて、ベトナムに対する発行日[1]から5年が経過した後に廃止とされており、さらなる外資進出が進むことが予測されています。

最後に

特に小売分野は、市場開放が進んでいるとはいえ依然として外資規制の 根強く残っている分野でもあります。複数店舗展開に際しては、フランチャイズ 方式の利用なども考えられるところですが、事業展開の計画も踏まえ、慎重に 専門家と相談した上進出することが重要といえるでしょう。

[1] CPTPP のベトナムにおける発行日は 2019 年 1 月 14 日。

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。 配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。 また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- □ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス
- □ベトナムビジネス
- □インドビジネス
- □□シアビジネス
- □再生可能エネルギー
- □農林水産
- □イノベーション/テクノロジー
- □その他(ご興味のある分野をご教示ください。)
- 【英語】
- □ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス



| Page 3/3 |

2020年2月 No.VNM_021

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY



> View Profile

弁護士 三浦 康晴

(アソシエイト) 第二東京弁護士会 ベトナム登録外国弁護士

E-mail: yasuharu.miura@aplaw.jp Mobile: +84-8-9857-7076

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。 2017 年 2 月よりベトナムの APAC に出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

TOKYO •



弁護士 鈴木 由里 (パートナー) 第二東京弁護士会

> View Profile

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



第二東京弁護士会 ベトナムプラクティスメンバーとして、

iew インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決 rofile 等を担当しています。

(パートナー)

弁護士 二本松 裕子



> View Profile

弁護士 戸松 夏子 (アソシエイト) 東京弁護士会

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。 ベトナムでは、クロスボーダー法務、 M&A、 一般企業法務、 倒産処理、 労働事件等の分野で幅広<活躍し、 その経験を活かして、 現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



Profile

ベトナム社会主義共和国弁護士* ダン・ミン・チャウ (アソシエイト)

日系企業のベトナム進出、および進出後における様々な法的課題解決に際しての経験を 豊富に有しています。現在は、日本語も 活かしながら、東京において日系企業の海外での事業支援に携わっています。

* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

[お問合せ先] E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

- No.020「ベトナムにおける不動産制度の概要 土地法改正の動向も踏まえて 」(2019年12月25日)
- No.019「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント-ホテル事業を題材として解説 」(2019年10月17日)
- No.018「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017 「ベトナムにおける労働者の解雇について 労働法改正の動向も踏まえて」 (2019年6月13日)
- No.016「日本・ベトナム間における人材関連事業について ― 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014「ベトナム最新法令情報 (2018年下半期) ― サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について (2018年12月20日)
- No.013「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012 「ベトナムにおけるM&A、合弁事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009「ベトナムにおける紛争解決について ― トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

てのニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレター に記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (「渥美坂井」) の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的 な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって 生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。